

令和8年3月25日

取引業者の皆様へ

国立大学法人広島大学  
契約担当職 理事（財務・総務担当）  
（本件担当：財務部会計グループ(調達担当)）

日頃から本学の運営にご協力いただきありがとうございます。  
本学との取引にあたっては、次の点にご留意いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。  
不明な点等がありましたら調達担当までご連絡ください。

#### 1. 取引業者様に遵守いただくこと

- (1)取引にあたり、贈賄、談合及び本学教職員との癒着などの誤解が生じることのないようお願いします。
- (2)発注内容等を十分ご確認のうえ、納品等をお願いします。
- (3)次の行為は不正行為であり、取引停止や損害賠償請求等の対象となります。  
①預け金(本学教職員からの預け金依頼の承諾)、②事実と異なる書類等の作成

#### 2. 見積書の発行について

本学の教職員が発注を検討するために見積書の提出を依頼した場合は、仕様等を十分確認のうえ、提出をお願いします。

#### 3. 発注について

発注金額が150万円以上の場合は、教職員から発注できないこととしています。

150万円以上の場合は、調達担当にて契約手続を行います。また、意図的に分割して発注することはできないこととしています。

#### 4. 納品等について

本学では不正を防止する観点から、納品検収担当者による納品検収（第三者確認）を徹底することとしています。納品にあたっては、貴社様式の納品書（業務完了報告書）・適格請求書を発注者に提出のうえ、納品検収を受けてください。納品管理センターでの納品検収について、ご協力をお願いします。

#### 5. 支払いについて

納品検収日の翌月末日に口座振込により支払うことを原則としています。

#### 6. 契約基準について

本学は、物品供給契約基準、製造請負契約基準、業務請負契約基準に基づいて契約することを原則としています。ホームページに掲載しております各契約基準を確認のうえ受注いただくようお願いします。

また、150万円未満の教職員発注が多数の業者様とは取引基本契約を締結する検討を行うこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。